社会福祉あきた

NO. 358

2021.1.12

「素敵な笑顔!」
写真提供：特別養護老人ホーム
ロートピア仙南（美郷町）
（詳しくはP10へ）

P2 会長新年挨拶

特集

P3 **Ⅰ 権利擁護支援の充実に向けて**

P5 **Ⅱ 地域福祉推進委員会政策要望報告**

P7 ニュースポーツ体験会のご案内

P8 返還免除がある貸付制度のご案内

P9 秋田県社会福祉功労者等表彰式が行われました
福祉サービス第三者評価を受けてみませんか？

P10 “職場紹介リレー”特別養護老人ホームロートピア仙南（美郷町）
皆様の善意

P12 シリーズ“社協のいま”潟上市社会福祉協議会

ふれあいネットワーク
社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
http://www.akitakenshakyo.or.jp

令和3年 新年挨拶

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
会長 佐藤 博身

新年明けましておめでとうございます。年頭に当たり社会福祉関係者の皆様にお慶びを申し上げます。

さて、令和2年に入ってから急速に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症がますますその勢いを増し、未だ終息を望める状況にありません。

幸い、本県は全国的に見ても非常に低い感染状況になっておりますが、いずれにしても、今後とも慎重に、注意深く対応していかねばならないと思っております。

本会においても、研修の実施に当たっては、感染防止と研修機会の確保のためオンライン研修を導入し、社会福祉会館の機能面では、会議室利用者数の調整や諸設備の整備を図るなど、できる限りの対応を図っているところであります。

また、この感染症対策の新たな事業として、コロナ禍による生活困窮者に対する生活福祉資金の特例貸付を実施しているほか、高齢者、障害者施設等の緊急時の相互応援機能の確保事業を開始したところであります。

現在、行政サイドでは感染拡大防止のため各種施策を実施しておりますが、一方、その施策の結果経済活動に大きな制限を加えることとなり、企業倒産、廃業、その結果による解雇、自殺者の増加などにつながっては元も子もないことになるわけであります。最終的には、医療崩壊につながらない範囲内で感染抑止に努めながら経済の活性化も図るというブレーキとアクセルを巧みに使い分けていくきめ細やかな高等技術が必要な訳ですが、今後、行政がきっちりとその機能を果たしてくれることを期待しております。

新型コロナに対する施策の効果も気になりますが、私がそれと同時に心配なのは、コロナ禍後の我が国の経済、財政そしてひいては社会保障の財源の行く末であります。

この度のコロナ感染症に対する一連の対策は正に戦時体制に匹敵するもので、大型の国債発行も止むを得ないものと思われますが、二〇二〇年度だけで一一二兆円を超えるものとなっており、来年度も同じレベルの財政措置が必要となり、コロナ禍後の国・地方を通じた財政状況は、極めて厳しいものとなるでしょう。

思い起こせば、約10年程前、経済成長の鈍化が進む中、毎年四〇兆円規模の国債発行が行われ、その残高が膨張する一方で、社会保障給付費も急増し、その対策を迫られておりました。そのため、当時の野田内閣は3党合意の上、社会保障制度改革推進法などを成立させ、社会保障と税の一体改革を行うこととしたところであり、この措置に伴う消費税の増収分は全て社会保障費に回すものとされ、現在に至っているわけであります。

この度の国債残高の急増により財政の様相が変わってきております。これを機に社会保障の財源として消費税は適当なのか、消費税を上げる度に消費が抑制され、経済成長が鈍化しているのが実情であり、消費税を引下げ、景気を回復させ、税収増を図ったうえで諸々の財政需要に対応するのが原則でないか等の疑問も出され、与党内でも税率引下げの強い要望も提起されております。この度のコロナ禍を契機にもう一度全体を見直す必要があるのではないでしょうか。

特集Ⅰ

権利擁護支援の充実に向けて

～その方らしい生活を地域で支える～

本会では、県内の全ての市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」)に委託して、日常生活自立支援事業を実施しています。

本事業では、高齢や障害などにより判断能力が十分ではなく、日常生活を営む上で必要となる福祉サービスを自分の判断だけでは適切に利用することが困難な方を対象に、次の支援を行います。

①福祉サービスの利用手続き援助
②日常的金銭管理サービス
③書類等の預かりサービス

日常生活自立支援事業の実施状況

本事業では、市町村社協の職員である専門員が相談受付や支援方法の確認、関係者の調整等を担い、地域の住民である生活支援員が月1～2回の訪問支援活動を行います。

地域住民による支え合い活動の一環として、生活支援員には171名(令和2年10月時点)の方が登録されています。

本事業の利用者は毎年増え続けており、令和2年10月末時点の利用者は、495名となっています。

これは、認知症高齢者等の増加や各市町村社協での権利擁護支援の体制整備に伴い、本事業の利用ニーズが増加してきたことによるものと考えられます。

〈年度末利用者数の推移〉

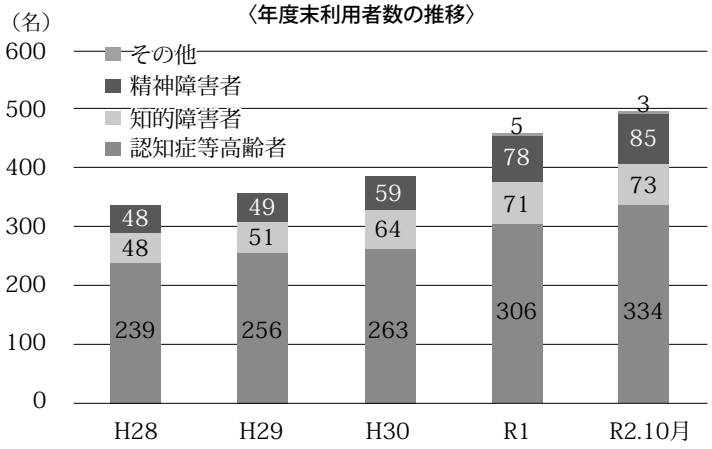

本事業の事例

本事業の事例を2件紹介します。

Aさん(70代・女性)
・認知症の診断あり
・施設に入所中
・相談経路
施設職員→包括→社協(専門員)

支援状況
◉現在、毎月1回支援
◉滞納額は計画的に返済中

地域包括支援センター
◉施設での通帳管理は不可
◉他に親族なし
◉本人に本事業の利用を提案

市町村社協・専門員
◉「施設での生活を続けたい」という本人の意思を確認し、滞納している施設利用料の返済を考慮した支援計画を作成

施設職員
◉息子による金銭搾取
◉施設利用料滞納

Bさん(90代・女性)
・認知症様症状あり
・自宅で一人暮らし
・相談経路
民生委員→包括→社協(専門員)

市町村社協・専門員
◉「在宅生活を続けたい」という本人の意向を踏まえて支援計画を作成

民生委員
◉家事や炊事が困難
◉収支を把握できていない
◉使途不明な支出があり、通帳の残高が減少傾向

支援状況
◉支出使途の確認
◉自宅の清潔保持

地域包括支援センター
◉親族との関わりが希薄
◉本人に必要な在宅福祉サービスと本事業の利用を提案

事例にあるように、本事業では、地域で発見された権利擁護のニーズのある方を、その方が暮らす地域で支援につなげています。

本人から直接相談を受けることは極めてまれであり、ケアマネジャーや施設職員などの福祉職関係者、親族や友人、民生委員等地域の方々からの相談により支援が始まることがほとんどです。

権利擁護支援に向けた課題

高齢化や人口減少が進む中で、認知症高齢者等の親族や地域住民によるこれまでの支援が継続していけるか、懸念されます。そこで、権利擁護のニーズのある方が本事業を利用できるよう、関係者への事業周知が必要です。

また、様々なケースに対応できるよう、専門員及び定期的に訪問支援を行う生活支援員の確保が求められます。

さらに、本事業では対象外となる施設入所時の契約や遺産相続の手続き等、日常生活の範囲を越える法律行為等が必要となった場合や、本人の判断能力が著しく低下した場合は、成年後見制度への移行が必要となります。

成年後見制度は、家庭裁判所によって選任された援助者(後見人・保佐人・補助人)が本人を支援・保護する制度です。平成28年に成年後見制度利用促進法が施行され、各市町村における権利擁護体制の構築が進められています。

地域でニーズを掘り起こし本事業につなげる仕組みづくりとともに、契約後の利用者の状態変化により成年後見制度への移行が必要となった際には円滑に引継ぎができる一体的な支援体制づくりが不可欠です。そこで、地域における福祉、保健、医療、司法等の関係分野の連携による権利擁護支援体制の構築が大変重要になります。

本会では、判断能力が低下しても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携し、権利擁護支援の充実に向けて取り組んでいきます。

問合せ先
地域福祉・生きがい振興部内
秋田県福祉生活サポートセンター
TEL（018）864-2797
FAX（018）864-2742

がんを含む病気やケガの備えに

No.1 がん保険 医療保険 保有契約件数
令和元年版 インシュアランス生命保険統計号
約4世帯に1世帯がアフラックの保険に加入
（詳細はホームページをご確認ください）

心配な「がん」の備えに NEW

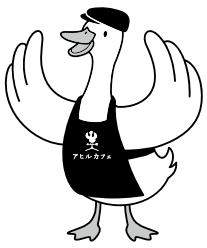

●契約年齢●
0歳～
満85歳まで
※ご契約内容により異なります。

ライフステージの変化に
ちゃんと応える医療保険EVER

\NEW/
アフラックの
生きるためのがん保険
ALL-in

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

■募集代理店（アフラックは代理店制度を採用しております）
ナカイ株式会社
0120-712-816 FAX018-866-1762
〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6−8 千代田ビル1F

〈引受保険会社〉
「生きる」を創る。
Aflac
アフラック
秋田支社
〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50
シティビル秋田3階
Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

AFツール-2020-0056-2005002 1月31日

特集Ⅱ

県・市町村へ政策要望を提出しました

本会に設置している秋田県地域福祉推進委員会(※)(以下「委員会」)は、地域における生活や福祉の課題、制度・政策に関する調査研究を行い、提言や要望を通じて課題の解決に向けた取組みを行っています。

昨年10月15日に、秋田県及び市町村に対して要望を行いましたので、その内容及び県からの回答について概要を紹介します。

※秋田県地域福祉推進委員会とは

秋田県における地域福祉の推進と社会福祉事業の健全な発達を図ることを目的として本会に設置している委員会で、委員は、市町村社会福祉協議会や社会福祉に関係する各団体、各施設種別協議会の関係者、学識経験者、報道関係者で構成されています。

福祉に関する課題やその解決策について協議し、行政や社会福祉関係者との協力と連携によって課題の解決や福祉の充実を図ることを目指しています。

県への要望【要望1】社会福祉法人の人材確保・定着への支援

要望の視点・背景

県民に良質な福祉サービスを提供できる体制確保のためには、福祉人材の確保・育成・定着が必要です。

県社会福祉法人経営者協議会がとりまとめた会員へのアンケートでは、有料職業紹介業者を利用せざるを得ない状況が窺われたほか、介護サービス事業所認証評価制度(以下「認証評価制度」)の更なる普及に向けた県独自の経営支援などの要望がありました。

要望のポイント

◆人材確保のため有料職業紹介業者を利用した場合の紹介手数料への助成制度の確立
◆人材定着を目指した働きやすい職場づくりに必要となる短期間・短時間の求人への柔軟な対応
◆認証評価制度におけるメリットの強化及び手続きの簡略化

県からの回答要旨

◇介護が必要になっても地域で暮らし続けられるよう福祉の充実を目指し、人材確保対策を進めるとともに、福祉に対するイメージアップのための広報啓発活動に力を入れている。
◇各施設・事業所からも、若者や保護者に向けて介護の仕事の魅力などを積極的に情報発信してもらいたい。
◇有料職業紹介業者の利用に関する課題は認識しており、国の対応を注視していきたい。
◇認証事業所をホームページや地元紙でPRしているほか、認証事業者を補助金の対象として優先的に採択するなどの取組みを行っている。国の制度に関連する事務手続きの負担軽減は困難であるが、認証評価制度に関するセミナー等のオンライン活用は対応済みであり、認証評価制度に関する事務負担の軽減も更に進めていく。

県・市町村への要望【要望2】民生委員・児童委員の負担軽減に向けた支援

要望の視点・背景

住民の抱える生活面の課題が多様化・複雑化している中で、民生委員・児童委員(以下「委員」)への期待が増大していますが、その一方、委員の活動範囲が不明確で、活動量や精神的負担が増加しています。

委員のサポートのため、休日や夜間でも委員の相談を受けられるよう庁内の連携体制を整備している例(大分市)もあります。ワンストップで相談を受け付ける仕組みとして包括的な支援体制の整備に市町村が積極的に取り組むことが必要です。

要望のポイント

◆休日や夜間に委員をサポート

する相談窓口や連絡体制の明示
◆包括的な支援体制の積極的な整備推進

県からの回答要旨

◇委員の負担増加については認識している。
◇国では社会福祉法を改正し、市町村が実施主体となる「重層的支援体制整備事業」を行うこととしており、県としても後方支援を行っていく。取組みを進めることにより、委員の負担軽減やなり手不足の解消につながると考える。
◇市町村における休日・夜間の相談窓口について現状を把握した上で対応する。

県・市町村への要望【要望3】

災害ボランティアセンター設置・運営に係る協定締結

要望の視点・背景

災害時の福祉的支援の一つとして災害ボランティアセンター（以下「センター」）の基盤強化が必要です。
内閣府では経費の一部（人件費・応援職員の旅費）を国庫負担の対象として明示しましたが、それ以外の経費負担のあり方も明確にする必要があります。

要望のポイント

◆設置・運営経費の公費負担を含む行政と社協間の協定締結の検討

県からの回答要旨

◇センターの役割や実績、災害復旧における重要性は認識している。
◇各自治体に対し、あらかじめ関係者間で連絡調整・合意形成を行うよう働きかけを行う。

本会と委員会では、今回の要望に対する回答について、対応状況を確認していきます。また、県内の福祉関係の課題について、調査を継続していきます。
なお、今回の要望・回答の全文は、ホームページでご覧いただけます。
http://www.akitakenshakyo.or.jp/p_topic.php?p=1&id=13

NO!コロナ差別

感染した方々にはやさしさを
ウイルスと闘うすべての方々に感謝を

感染への不安や　偏った正義感により、
無意識のうちに誰かを傷つけているかもしれません

自分のため　あなたの大事な人のため
差別や 個人的な憶測に基づく情報の拡散は
絶対に行わないようにしましょう

♥ 秋田県社会福祉協議会は、誹謗中傷防止共同宣言に賛同しています
♥ 詳しくは県ウェブサイト「美の国あきたネット」をご覧ください

ニュースポーツ体験会のご案内

本会では、ニュースポーツの振興を図るとともに、高齢者の健康寿命の延伸と地域における交流の場づくりにつなげることを目的に、県内各地でニュースポーツ体験会を開催しています。

ニュースポーツとは、年齢や体力に関係なく気軽に楽しめるよう新しく考案された、技術やルールが比較的簡単な軽スポーツです。

ニュースポーツにも様々な種目がありますが、今年度の体験会では次の4種目を実施します。

- ◉インディアカ
- ◉スポーツウエルネス吹矢
- ◉バウンドテニス
- ◉カローリング

この4種目は、「ねんりんピック」の愛称で親しまれている「全国健康福祉祭」の開催種目になることもあるものです。

令和3年1月、2月の開催予定は次のとおりです。この機会にぜひ、ニュースポーツを体験してみてください。

(1)会場・開催日

会　場	開催日
秋田テルサ体育館	1月15日(金)
北秋田市鷹巣体育館	1月20日(水)
横手市横手体育館	1月22日(金)
大館市タクミアリーナ	2月 3日(水)
にかほ市象潟体育館	2月10日(水)
大仙市太田体育館	2月17日(水)

※開催時間は、各会場とも午前10時から午後3時20分までです。昼食は各自ご用意ください。

(2)定員
各会場30人

(3)講師
- 秋田県インディアカ協会指導員
- 秋田県スポーツウエルネス吹矢協会指導員
- 秋田県バウンドテニス協会指導員
- 秋田県レクリエーション協会指導員

(4)参加料
無料

問合せ・申込先
地域福祉・生きがい振興部
TEL(018)824-2888
FAX(018)864-2742

【体験会で実施する４種目の競技概要】

バウンドテニス

テニスよりも小さいラケットとボールを使い、テニスコート約1/6ほどの場所で気軽にできる、運動量も十分にあるスポーツです。

インディアカ

「インディアカボール」と呼ばれる羽根の付いた特殊なボールを手で打ち合う、バレーボールタイプのスポーツです。

4人対4人で行います。

カローリング

氷上で行うカーリングを体育館等のフロア(床面)で手軽に楽しめるように考えられた、チームプレーを楽しむスポーツです。

スポーツウエルネス吹矢

5～10m離れた円形の的をめがけて息を使って矢を放ち、その得点を競うスポーツです。長さ120cmの細長い筒と20cm程の安全な矢を使います。

返還免除がある貸付制度のご案内

本会で取り扱っている次の貸付制度には、養成施設卒業後や資格取得後、定められた業務に一定期間継続して従事することを条件に貸付金の返還を免除する仕組みが設けられています。申込方法等の詳細は、本会のホームページをご確認ください。下記のQRコードから、当該資金のページにアクセスいただけます。

学業に専念しやすい環境づくりと将来設計に、これらの資金をぜひお役立てください。

介護福祉士修学資金

＜貸付対象者＞

次の要件を全て満たす者

①全国の介護福祉士養成施設に入学した者で、卒業後、県内で介護福祉士として業務に従事する意思のある者

②学業成績が優秀であり、経済的理由等により、貸付が必要と認められる者

＜返還免除＞

次の全てを満たす場合に返還が免除されます。

①養成施設を卒業後、１年以内に介護福祉士登録を行い、県内で介護福祉士として従事した場合

②５年間（過疎地域は３年間）継続して当該業務に従事した場合

保育士修学資金

＜貸付対象者＞

次の要件を全て満たす者

①全国の指定保育士養成施設に入学した者で、卒業後、保育士登録を行い、県内において保育業務（保育所・認定こども園・預かり保育をしている幼稚園等）に従事しようとする者

②優秀な学生であって、かつ、世帯の経済状況等から真に修学資金の貸付が必要と認められる者

③他の都道府県から本修学資金を借り受けていない者

＜返還免除＞

次の全てを満たす場合に返還が免除されます。

①養成施設を卒業後、１年以内に保育士登録を行い、県内で保育業務に従事した場合

②５年間（過疎地域は３年間）継続して当該業務に従事した場合

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

＜貸付対象者＞

県内の各自治体が実施する「高等職業訓練促進給付金」の受給者

＜返還免除＞

次の全てを満たす場合に返還が免除されます。

①養成機関を修了し、資格取得した日から１年以内に、県内において取得した資格が必要な業務に従事した場合

②５年間継続して当該業務に従事した場合

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金

＜貸付対象者＞

〇生活支援費：児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、大学等に在学する者（以下「進学者」という。）

〇家賃支援費：進学者及び児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち就職している者

〇資格取得支援費：児童養護施設等の入所者又は里親等に委託中の者及び進学者のうち、就職に必要となる資格取得を希望する者

＜返還免除＞

次の要件を満たす場合に返還が免除されます。

〇生活支援費・家賃支援費：
5年間就業を継続した場合（進学者は、大学等を卒業後1年以内の就職が要件）

〇資格取得支援費：
2年間就業を継続した場合

262名、15団体を表彰
～秋田県社会福祉功労者等表彰式～

今年度の秋田県知事表彰と秋田県社会福祉協議会会長表彰を行う「令和2年度秋田県社会福祉功労者等表彰式」を、11月12日に秋田県社会福祉会館で秋田県と共催で開催しました。

この表彰式は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、例年開催している秋田県社会福祉大会に替えて実施したもので、当日は各表彰区分の代表者に出席していただきました。

■秋田県知事表彰(社会福祉功労者)：121名、7団体
・民生委員・児童委員：56名(代表受領 相原彰子様)
・社会福祉施設の長及び従事者：45名(代表受領 飯塚喜弘様)
・社会福祉団体関係者：17名(代表受領 仙葉善一様)
・社会福祉奉仕者・団体：3名7団体(代表受領 退職公務員連盟秋田支部女性部よつば会様)

■秋田県社会福祉協議会会長表彰：141名、8団体
・社会福祉功労：91名(代表受領 伊藤二雄様)
・社会福祉奉仕者・団体功労：3名7団体(代表受領 秋田点字図書館クローバー様)
・永年勤続功労：47名(代表受領 石井誠様)
・優良社会福祉協議会：1団体(大仙市社会福祉協議会様)

施設の運営や支援内容について、どんな**悩み**がありますか？

福祉サービス第三者評価を受けてみませんか？

Q. 福祉サービス第三者評価とは？

A. 社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する仕組みです。

⬇詳しくはホームページへ

Q. どんなメリットがあるの？

A. 評価結果を公表することで、利用を検討している人が事業所に関する情報を得ることができるほか、サービスの質の向上に積極的に取り組む事業所としてPRすることもできます。

また、受審の過程で、自施設の取組み、支援内容についての振り返りをすることで、職員の「気づき」が生まれやすくなります。

受審した事業所の管理者からは、「支援内容に自信を持つことができた」「受審の過程を職員研修として活用した」「課題について整理ができた」「職員の考えや気持ちを改めて聴く機会になった」等の声が寄せられています。

令和3年度の受審をぜひご検討ください。

資料や見積りは無料でお送りしております。また、受審に向けてのご相談等は随時受け付けております。

問合せ先
総務企画部　企画情報担当
TEL(018)864-2740

職場紹介リレー No.31

このコーナーでは、本会会員施設・市町村社協等の広報担当者による職場紹介をリレー形式でお届けします。

『子どもたちとの交流活動』

特別養護老人ホームロートピア仙南
広報委員会

皆さん初めまして。「特別養護老人ホームロートピア仙南」は、東に奥羽の山々、西に鳥海の雄姿を眺められる美郷町南部の田園地帯にあります。施設裏手に流れる川に沿って敷地内には数十本の桜が植えられ、四季の移ろいを感じながら過ごすことができます。施設向かいには診療所もあり、入居者の皆様には心豊かに安心してお過ごしいただける施設です。

こうした自然豊かな環境にある施設ですが、こども園と小学校が目と鼻の先にあり、子どもたちとの交流が盛んに行われていることも、入居者が心豊かにお過ごしいただける一つの要因ではないかと感じています。

小学校低学年の児童からは、施設見学やお菓子作りのお手伝いをしてもらっています。高学年になると「共に生きる」をテーマとした福祉の学習と入居者との交流が行われます。入居者の方にいかにして喜んでもらおうかと考えている子どもたちの一生懸命な姿から、職員も初心を思い出し、新たに頑張ろうという気持ちになります。

併設するケアハウスでは、施設裏の畑を活用した交流が行われています。

入居者が育てたさつまいもを収穫し味わったり、残った芋の蔓でクリスマスリースを作ったりして、入居者の生きがいや子どもたちの楽しみにつながり、介護現場を身近に感じることで介護への興味にもつながるのではないかと考えています。

また、地域貢献として始めた職員による「小学校登校見守り活動」は今年で五年になりました。最初はなかなか返ってこなかった挨拶も、今では子どもたちから先にしてくれるようになりました。

こうして、子どもたちが小学校卒業まで何度か体験する施設での交流は、やがて中学校の職場体験や高校での介護実習、そして当施設への就職にまでつながることもあり、とても嬉しく喜ばしく感じています。

将来の介護業界を支えてくれる子どもたちとの交流は、私たち介護施設の役割でもあると感じています。

今は、新型コロナウイルス感染対策を行った新たな対応方法を模索しており、子どもたちとの交流を早く再開・継続したいと考えています。

オセロで勝負！

皆様の善意

【令和2年10月16日から12月17日まで】

◎ご寄附◎

- タプロス株式会社　様　200，000円
- 秋田県火災共済協同組合　様　114，318円

タプロス株式会社 様

秋田県火災共済協同組合 様

◎物品預託◎

- 株式会社秋田放送　様
  点字カレンダー　250部
  ⇦
  県内視覚障がい者団体・施設へ

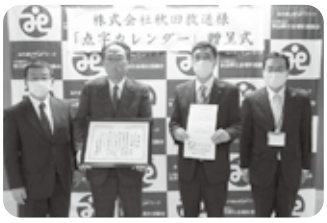

株式会社秋田放送 様

◎助成◎

- 一般社団法人生命保険協会
  秋田県協会　様
  〈元気シニア応援団体助成
  ⇦（各75，000円）〉
  県内2団体へ

駒澤大学同窓会秋田県支部 様

◎災害遺児愛護基金事業へのご寄附◎

- カマダサイクルｅｘ　様　14，728円
- ギャラリー杉　様　109，736円
- ＡＩＲオートクラブ秋田支部　様　88，248円
- ＪＳＡ中核会秋田支部　様　53，996円
- 駒澤大学同窓会秋田県支部　様　250，000円

善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

問合せ先
総務企画部
TEL（018）864-2711

令和２年度

全社協 保育所・認定こども園の損害補償

スケールメリットを活かした**有利な補償と割安な保険料**です。

◆加入対象は社会福祉法人等が運営する認可保育所、認定こども園

セットプラン

●簡単、便利なインターネットで手続きを

ふくしの保険　検索

http://www.fukushihoken.co.jp

	保険金額	基本セットプラン	天災セットプラン
賠償事故に対応	身体賠償（1名・1事故）	1億円・7億円	2億円・10億円
	財物賠償（1事故）	1,000万円	1,000万円
	受託・管理財物賠償（期間中） うち現金支払限度額（期間中）	200万円 20万円	200万円 20万円
	人格権侵害（期間中）	1,000万円	1,000万円
	事故対応特別費用（期間中）	500万円	500万円
	被害者対応費用	1名につき　5万円限度 1事故　10万円限度	
園児の傷害事故に対応	死亡保険金	121.2万円	108万円
	後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4%～100%	
	入院保険金（1日あたり）	1,700円	1,500円
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	
	通院保険金（1日あたり）	1,100円	1,000円
	天災補償	なし	あり

基本セット補償保険料計算例	
100名で加入の場合	
賠償	29,300円
傷害 870円 ×100名 ×1口	87,000円
合計	116,300円

個別プラン

プラン１ 保育所業務の補償	❶基本補償 ❷個人情報漏えい対応補償 ❸保育所の什器・備品損害補償
プラン２ 保育所利用者の補償	❶園児の傷害事故補償 ❷来園者の傷害事故補償 ❸園児送迎車搭乗中の傷害事故補償
プラン３ 保育所職員・ 労働トラブルの補償	❶保育所職員の労災上乗せ補償 ❷保育所職員の傷害事故補償 ❸保育所職員の感染症罹患事故補償 ❹雇用慣行賠償補償 NEW
プラン４ 社会福祉法人役員の補償	社会福祉法人役員等の賠償責任補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約（賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、学校契約団体傷害保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険）です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者　社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事保険会社〉損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL：03(3349)5137
受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、12/31～1/3 を除きます。）

損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店　株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667　FAX:03(3581)4763
受付時間：平日の9:30～17:30（12/29～1/3 を除きます。）

〈SJNK19-14255 2020.2.12 作成〉

社協のいま
潟上市社会福祉協議会

秋田県内各地の社会福祉協議会から、最新の情報をお届けします！

教育からのアプローチ

社会福祉協議会は児童・生徒に向けた事業の取組みが弱いと評価されがちです。しかし、潟上市社会福祉協議会（以下「潟上市社協」という。）では子どもたちの元気な声が響く事業があります。

当事者との学び

本会では、平成17年度から夏休みの一日を利用し、車いす利用者と子どもたちが一緒に体験学習をする「ひとにやさしいまちづくり探検隊」に取り組んでいます。この体験学習は、秋田県車いす連合会、マックスバリュ東北（株）の協賛により実施されています。

参加者を募るに当たり、市内6小学校と教育委員会への説明や、夏休みに行われる各団体の行事との調整が課題としてありましたが、今では市内の教育関係者からの理解を十分に得られる事業となっています。

午前中は、車いすの介助のデモンストレーションを行った後に、子ども同士がペアを組んでスロープや段差の介助体験を行います。介助されている子どもは不安げな表情ですが、車いす連合会員（以下「連合会員」という。）の方が、その様子を見ながら介助者の体の大きさや力に応じて、適切に指導を行います。

続いて、車いすの自走（操作）を行いながらスラローム競争や障害物競争を行います。

午後は、午前中に学んだことを生かし、買い物体験をします。実際に車いすで町に出ることによって、車いす利用者の視点で町を歩いてもらいます。側溝の穴や歩道と車道の少しの段差、道路からの照り返しが暑い、横断歩道の時間が短いなど、実際に車いすで町に出て体験しないと普段は気付かないことがいっぱいです。また、車いすで自走しながら買い物をすることで、商品棚の高いところに手が届かない等の不自由さを体験します。その際は、ペアの小学生にその商品を取ってもらい、お互いに声を掛け合い助け合うことの大切さを学びます。買い物体験の後はグループワークで共有します。

～段差の介助体験～

自己有用感への働きかけ

本事業の狙いは「車いす利用者」と一括りにせずに、各班を指導してくれる連合会員との対話や活動を通じて、生活をする上での制限となる障壁が一人ひとり違うことに気付いてもらうことです。

また、小学校高学年は多感な時期でもあります。児童期から青年期に入る頃には、周りの人と自分を比べてしまう傾向にあります。背が低い、足が遅い等個人的な要因について考えてしまうことが多いですが、一人ひとりが違う個性を持ち、誰かの役に立てるかけがえのない存在であることに少しでも気付いてもらうことも狙いとしています。

共生社会への新たな取組み

最後に、潟上市社協ではスポット的な事業のみならず、年間を通して社会福祉法人等と連携をしながら地域に貢献する活動に平成29年度から秋田県社協のモデル指定を受けて取り組んでいます。

ひきこもりの人や高齢者、障がい者、子どもはもちろん、誰でも参加ができる共生型の居場所づくりに取り組んでいます。この取組みを通して地域資源をつなぎ合わせ、住民の地域活動への参加を促すきっかけとなっています。

次に掲載する時には、この取組みが大きく育ち、皆様に詳細をご紹介できればと思います。